

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年9月5日(木)午後1時28分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
2番	山口吉広
3番	藤本直樹
4番	上田幸子
5番	岡井文彦
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
8番	石塚加津美
9番	西村九三男
10番	西村和樹
11番	西野英紀
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
15番	寺内一郎
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
18番	村田良文
19番	樋口敏昭
20番	林吉一

4. 会議録署名委員

9番	西村九三男
10番	西村和樹

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	奥	隆	宏
農業委員会事務局次長	籾	内	雄基
農業委員会事務局	高	橋	華寿紀
農業委員会事務局	三	宅	七聖

6. 議 事

議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
決定について（利用権設定）

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出
について（5条届出）

7. 会議の経過

(事務局長)

それではちょっと早いですけれども、令和6年第9回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる8月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

6番 田中会長
14番 加瀬委員
15番 寺内委員
18番 村田良文委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 決定について（利用権設定）	8件
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届 出について（5条届出）	1件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。9番の西村九三男委員、10番の西村和樹委員、両名の方、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第1号から進めてまいりたいというふうに思います。議案第1号旧農業経営基盤強化促進法第18条第

(会長) 1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第1号受付番号87につきましては、藤本委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、退室をよろしくお願いをいたします。

(●●委員 午後1時32分 退席)

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員) 議案第1号受付番号87につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) 続きまして、議案第1号受付番号87の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号87について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第1号受付番号87の案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号87について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定いたします。

(●●委員 午後1時34分 入室)

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号88から受付番号94、7件ございますが、7件につきまして、まず現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●●●委員)

調査報告いたします。議案第1号受付番号88から受付番号94の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第1号受付番号88の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号88について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第1号受付番号88につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

これも再設定の案件ですが、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号88について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号89と受付番号90につきましても、借り手が同じですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号89について、議案書5ページをご覧ください。

次に、議案第1号受付番号90について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書7ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページと4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号89と受付番号90、この2件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

2件とも再設定の案件ですが、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号89と受付番号90について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号91につきましても、まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号91について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書9ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号91、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

これも再設定でございますが、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号91について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号92について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号92について、議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号92、この案件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

(会長)

この案件も再設定ですが、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号92について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号93について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号93について、議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書13ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号93につきまして、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

これも再設定の案件ですが、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号93について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号94につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号94について、議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書15ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではただ今の案件、議案第1号受付番号94について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。この案件につきましても、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号94について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、本日の審議の案件につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、5条届出受付番号5をまず事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号5について、議案書16ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧下さい。

本件については、令和6年8月8日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今の報告第1号受付番号5の報告につきまして、5条の届出の案件ですが、これにつきまして何かご意見ご質問等
はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、
これは報告案件ですので、ご承知おきを願いたいというふう
に思います。

それでは、本日予定しておりました審議と報告は全て終わ
りたいと思います。

————— 午後1時45分 終了 —————